

# 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会がん治療薬学生エキスパート認定規則

日本臨床腫瘍薬学会規則第11号

制定：令和7年5月24日

## （目的）

第1条 一般社団法人日本臨床腫瘍薬学会（以下「本法人」と略す。）がん治療薬学生エキスパート認定制度は、がん医療の進展に伴い拡大し高度化しているがん薬物療法において、がん薬物療法の知識、正しい普及、質の向上を通じて、卒後早期に国民の福祉のために貢献するような薬学生を養成することを目的とする。

## （がん治療薬学生エキスパート）

第2条 本法人は、前条の目的を達成するため、「がん治療薬学生エキスパート認定規則」を制定し、がん薬物療法および関連する領域について一定水準以上の学力を有するとともに、将来がん医療の現場において活躍しうる薬学生をがん治療薬学エキスパートとして認定する。

## （担当委員会）

第3条 エキスパート認定制度の運営は、がん治療薬学生エキスパート認定委員会（以下、「学生委員会」と略す。）が担当する。

2 学生委員会の役割は、次の各号のとおりとする。

- （1）がん治療薬学生エキスパート認定申請時における資格の審査を行うこと。
- （2）がん治療薬学生エキスパート認定試験の問題の作成および実施を行うこと。
- （3）がん治療薬学生エキスパート育成を目的とした研修カリキュラム等の策定および研修の企画および運営を行うこと。

## （申請の要件）

第4条 がん治療薬学生エキスパートの認定を受けようとする者は、以下の要件をすべて具備することを要する。

- （1）学校教育法（昭和二十二年三月三十一日 法律第二十六号）に基づき認可された大学薬学部の薬剤師養成課程に在籍している学生であること。
- （2）本法人の学生会員であって、申請の時点で会費が未納でないこと。
- （3）本法人が認定するがん領域の講習を履修していること。

2 申請にあたっては前項（1）から（3）までに掲げる要件を満たしていることを証明する書類とともに認定申請書を提出する。

## （認定試験）

第5条 申請された書類により、前条に掲げる要件を満たすことが確認された者に対して、がん治療薬学生エキスパート認定試験（以下、認定試験という。）を実施する。

- 2 認定試験は、IBT（Internet Based Testing）方式の試験で実施される。
- 3 認定試験の可否の判定は、学生委員会が行う。

(審査・認定)

第6条 学生委員会は、受験した者について提出された書類および認定試験の成績を総合的に評価して、がん治療薬学生エキスパートの認定に関する審査を行い、基準を満たす者をがん治療薬学生エキスパートとして認定するよう理事会に推薦する。

- 2 理事長は、理事会の決定に従って、がん治療薬学生エキスパートとして認定する者に認定証を交付する。

(登録)

第7条 理事長は、がん治療薬学生エキスパートの認定証の交付を受けた者を本法人に備える名簿に登録し、その氏名および所属する大学の名称を本法人のホームページに公表する。

(認定期間)

第8条 がん治療薬学生エキスパートの認定の期間は、学生会員である期間とする。

(認定の取消・喪失)

第9条 がん治療薬学生エキスパートとして認定された後、がん治療薬学生エキスパートとしてふさわしくない行為があった場合またはがん治療薬学生エキスパートとして不適と認められた場合には、理事長は、学生委員会の審査および理事会の承認によって認定を取り消すことができる。この場合、当該者に対して承認の前に弁明の機会が与えられなければならない。

- 2 学生会員でなくなったときは、その時点においてがん治療薬学生エキスパートの認定の資格を喪失する。
- 3 がん治療薬学生エキスパートの認定を辞退したときは、その時点においてがん治療薬学生エキスパートの認定の資格を喪失する。

(その他)

第10条 本規則に定めるもののほか、本規則の実施について必要な事項は別に定める。

(附則)

第11条 本規則は令和7年5月24日から施行する。